

かすかへ

農委だより

令和7年1月発行

第40号

編集・発行
春日部市農業委員会

〒344-8577
春日部市中央七丁目2番地1
TEL.048-736-1111
FAX.048-737-3683

おもな内容

- 新年会長あいさつ
- イネカメムシ急増中！広域防除を実施しましょう
- 第49回春日部市農業祭
- 意見書の提出について
- 第39回春日部市庄和地域産業祭



第49回春日部市農業祭を開催

令和6年11月23日（土・祝日）アイ
ル・アリーナ ウイング・ハット春日
部において春日部市農業祭が開催さ
れ、当日は晩秋の晴天の下、約16、
000人の方々に来場いただきました。
会場内では、市内の農業団体等31
団体による農産物等の販売の他、市
内農産物の品評会が開催され、野菜、
果実類、穀しゆく類等273品が出
品されました。その中で優秀なもの
は、特別賞20品、銀賞20品、銅賞24品
が表彰されました。午後からは品評
会に出品された農産物をその場で買
える即売会も開かれました。

また、市内各小学校から応募いた
だいた農業に関する絵画及び書道が
展示され、最優秀賞者2名が表彰さ
れました。

農業委員会では、杉戸農業高等学
校と連携し春日部産米粉と野菜を使
用した「チヂミ」を販売しました。も
ちもちとした食感と野菜がたっぷり
入ったチヂミは、食べ応えもあり好
評でした。

新年のごあいさつ



春日部市農業委員会

会長 市川 大倫



新年明けましておめでとう
ございます。

皆様におかれましては、日頃から当委員会の活動にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当委員会は農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入の促進等、農地利用の最適化に努めてきたところでございます。また、昨年はイネカメムシの大量発生による収穫への影響や異常気象とも言われる猛暑により、生産者の皆様も様々な出来事に左右される一年だったと感じております。

このような中、昨年から農地の貸し借りをより進めやすくするため、各地区ごとで「地域計画」を定める話し合いの場を開かせていただきました。

これまで皆さまが守り続けた農地を次世代に引き継いでいくため、当委員会では関係機関と連携し、引き続き適切な農地の活用尽力するとともに、皆様の更なるご支援をお願い申し上げます。

結びに、この一年が皆様にとりまして実り

多き年となりますよう、心からお祈り申しあげ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

第49回春日部市農業祭農産物 品評会特別賞のみなさま(敬称略)

◆埼玉県知事賞

米 新井 武 (春日部農産物直売協議会)

キウイ 佐藤 裕司 (産直の里内牧協議会)

キャベツ 田口 秀子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆春日部市長賞

かぶ 齋藤 昭雄 (花出荷組合)

米 原 直樹 (JA南彩春日部農作業委託組合)

みかん 時田 美野吉

(春日部農産物直売協議会)

白菜 岡安 勢津子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆春日部市議会議長賞

さつまいも 島村 義雄 (春日部市花卉園芸組合)

◆埼玉県春日部農林振興センター所長賞

柿 折原 透高 (産直の里内牧協議会)

ブロッコリー 石原 裕子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆農業委員会埼玉地方協議会長賞

ハツ頭 折原 透高 (産直の里内牧協議会)

◆春日部市農業委員会会長賞

ナス 星野 邦男 (JA埼玉みずほ)

◆春日部市園芸協会会長賞

ナス 田口 秀子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆南彩農業協同組合長賞

キュウリ 小川 隆史 (JA南彩トマト部会)

◆埼玉みずほ農業協同組合長賞

キャベツ 朝倉 美智子 (JA埼玉みずほ)

◆北葛北部農業振興等連絡協議会長賞

ロマネスコ 小久保 静夫 (JA埼玉みずほ)

◆埼玉県農業共済組合長理事賞

米 関根 和樹 (いなほの会)

◆さいたま春日部市場株式会社社長賞

人参 渋谷 源三郎 (花出荷組合)

◆さいたま春日部市場株式会社社長賞

カリフラワー 山崎 恭子

(土と生きる庄和の女性トマトクラブ)

◆春日部市農業団体連合会長賞

みかん 大塚 房男 (産直の里内牧協議会)

第49回春日部市農業祭

絵画・書道作品最優秀賞(敬称略)

◆絵画

中野小学校6年 山口 礼央

◆書道

江戸川小中学校6年 山上 大空心

第39回春日部市庄和地域

産業祭を開催



令和6年11月10日（日）レジデンシャルパークSHOWA（庄和総合公園）において、「第39回春日部市庄和地域産業祭」が開催されました。

屋外会場では農業団体や商工業事業者など、53の出店者が参加し、たいへん盛り上がりしました。特設ステージでは子供たちによるダンスや市内高等学校の吹奏楽部による演奏といったアトラクションも催され、来場者は秋の一日を楽しんでいました。

農地利用状況調査を

実施しました

農業委員会では10月から11月にかけて、農地法に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が市内の農地の利用状況調査を実施しました。

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供される見込みのない農地は遊休農地として判定されます。

利用状況調査の結果により遊休農地（耕作されていない農地）に判定された農地の所有者には「利用意向調査書」をお送りしますので、調査書が届いた際は、回答にご協力をお願いいたします。



農業経営及び農地利用に

関する調査について

農業委員会では、市内の農地を所有する方を対象に、毎年8月1日現在の農業経営の状況、所有農地及び借地における農地の利用等を把握するため「農業経営及び農地利用に関する調査」を実施しています。

この調査により、農地台帳を整備し、農地法の許可や各種証明書の交付等を行います。もし、回答に漏れや誤りがある場合、許可や証明書の交付に時間がかかる場合があります。まだ、提出されていない方は、速やかに提出をお願いいたします。

野焼きについて

農家が行う稲わらの焼却や、田畑のあぜ道、用水路などの刈り取った雑草を焼却するなど、農業を営むためやむを得ず行う焼却は、法で認められています。しかし、農業上であっても焼却が認められないものもあります。

- ・ 廃ビニールや廃プラスチックなどの焼却
- ・ 大量の煤煙や悪臭が発生し、周辺に影響を与える焼却

野焼きを行う場合は、周辺に配慮して行いましょう。

イネカメムシ急増中! 広域防除を実施しましょう

昨年は、イネカメムシが多発し、地域によつては前年比10数倍の頭数が確認されました。不稔(※)による収量減少や斑点米による品質低下などの被害も発生しています。

イネカメムシの被害を防ぐためには、農家個人で実施するよりも、広域的に一斉に防除を実施する方が効果的です。

ぜひ、地域で広域防除に取り組みましょう。

※種子が実らない現象

《広域防除の手順》

①地域の団体で話し合い

地域の団体で、広域防除の実施に向けた話し合いを行う。散布するエリアや、散布時期を確認する。

②委託業者との調整

委託業者に防除を依頼し、散布エリアや散布時期等の実施計画について調整する。

③薬剤の確保

面積から薬剤散布量を計算し、薬剤を確保する。欠品になる可能性があるため、早めに注文しておく。

④周辺住民等への事前周知

防除を行うエリアの周辺の住宅、学校、病院等に対して事前に周知を行う。

⑤広域防除の実施

実施計画に基づいた防除を実施する。計画から変更がある場合は早めに委託業者に連絡する。



イネカメムシの成虫



イネカメムシによる斑点米の被害

写真提供:「埼玉県病害虫防除所」

【問い合わせ先】

春日部農林振興センター

048-737-2134

埼玉県農産物安全課

048-830-4053

注意!あなたの農地が

狙われています

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて同意を取り、又は同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事案が発生しています。

土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく、農地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に農地を見回るなど、自分の農地は自分で守りましょう。



意見書の提出について

令和6年9月25日（水）春日部市役所市長応接室にて、市川農業委員会会長と伊藤会長職務代理人から春日部市長へ意見書を手渡しました。

これは、令和7年度の農業施策の展開及び予算措置に特段の配慮を要望したものです。農業委員会が最も重要な役割に位置付けている「農地等の利用の最適化の推進」を効率的かつ効果的に実施するためには、市の全面的な協力が不可欠であることから、市に対して提出したものです。

主な内容は「農地利用の集積・集約化について」「老朽化した水路の改修にかかる支援等」「遊休農地の発生防止・解消について」「農業経営者に対する販路の拡大を含めた細かな支援等」です。



農地転用には

許可や届出が必要です

市街化調整区域内の農地を農地以外の用途（住宅地・駐車場・資材置場等）に転用する場合には、知事の許可が必要です。

また、市街化区域内の農地を転用する場合には、農業委員会への届出が必要です。農地法の許可を受けずに無断で農地を転用し、現状が農地以外になっている場合においても、農地法上は農地となりますので、農地法違反として工事の中止、原状回復命令等の処分や、罰則が課せられる場合があります。

農業委員会では農地パトロールを実施し、無断転用を発見した場合は是正指導を行っています。

経営と暮らしに役立つ
情報をお届けします

農家のための情報誌

全国農業新聞

- ◆発行日／週一回（毎週金曜日）
- ◆発行元／全国農業会議所
- ◆購読料／月700円（送料、税込）
- 申込み／農業委員会事務局まで
☎ 048-736-1111（内線7695）

相続登記が

義務化されました

令和6年4月1日から、相続登記の申請が法律で義務化されました。

①相続（遺言も含む）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

②遺産分割が成立した場合、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

①と②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が生じることがあります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務の対象となります。

詳しくは、左のQRコードから法務省のホームページをご覧ください。



トラクターの登録 手続きについて

小型特殊自動車（トラクターなど）を所有している場合は、公道を走らなくてもナンバープレートを取得しなければなりません。

小型特殊自動車（トラクターなど）を持っていて、ご登録がお済みでない方は、春日部市役所市民税課もしくは庄和総合支所総務担当の窓口にて、登録手続きをお願いします。

登録の際に必要な書類は

- ① 販売証明書
- ② 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ③ （本人以外が申請する場合は）委任状です。

【お問い合わせ先】

市民税課 736-1111
(内線 2355)



田畑の耕作ができなくなったら？

公的な機関だから安心です。

まとまりのある形で

農地中間管理事業のしくみ



● 貸し付けるまでの間は、農地を適正に管理します。
● 必要に応じ、簡易な条件整理も行います。
※ 借り入れる農地には一定の要件があります。
詳しくは機構のHPをご覧ください。



お問い合わせ先 埼玉県農地中間管理機構
(公益社団法人埼玉県農林公社)

〒361-0013 行田市大字真名板1975番1
☎ 048-558-3555 FAX 048-558-3558
E-mail nouchi@sainourin.or.jp

埼玉県農林公社

検索



農業年金者

国民年金

【問い合わせ】

<http://www.rounen.go.jp/>

農業者年金基金

検索

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額四〇〇円）への加入も必要となります。

③ 二十歳以上六十歳未満の方

② 年間六十日以上農業に従事する者

① 国民年金の第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと。）

配偶者や後継者など家族農業従事者の人も加入できます。

農業に従事されている方は、次の「三つの要件」を満たせば誰でも加入できます。

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう国民年金（基礎年金）に上乗せした公的年金です。

独立行政法人 農業者年金基金

農業者年金に
加入しませんか

編集後記

あけましておめでとうございませう。

皆様はどのようなお気持ちで新年をお迎えになられたでしょうか。

私たち委員は農業をめぐる情勢の変化に対応しつつ、農業が持続的に発展するために、情報発信を心がけていきたいと考えております。

今後も農業委員会の活動にご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

編集・発行

春日部市農業委員会

〒344-8577

春日部市中央七丁目2番地1

☎ 048-736-1111 内線 7695

編集委員

伊藤 弘子／市川 大倫／川鍋 浩之
飯島 優子／山崎 勇喜／岡本 勉
水口 健二／森本 恒平／萩原 勝